

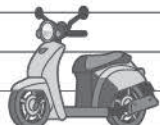
原付・オートバイ・軽自動車をお持ちのかた

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在に車両を所有するかたに、主たる定置場(駐車場所)が所在する市区町村が課税します。転出、転入や死亡、譲渡などにより所有者に変更が生じた場合は、早めの手続きをお願いします。
なお、車両を所有するかたが死亡しており、変更の届出がない場合は、町で指定したかたに納税通知書を発送します。

原動機付自転車など〈皆野町ナンバー〉

原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)、小型特殊自動車(農耕用車両・フォークリフトなど)の皆野町ナンバーは、税務課窓口(⑦番窓口)で手続きをしてください。

手続き	必要なもの
新規で購入した	販売証明書、印鑑
転入してきた	以前登録していた市区町村発行の廃車証明書または標識(ナンバー)、印鑑
転出した・廃車する	標識(ナンバー)、標識交付証明書、印鑑
名義変更する	譲渡証明書、標識交付証明書、譲り受けるかたの印鑑




町外のかたに譲渡する場合は、廃車してからお譲りください。盗難に遭った車両を廃車する場合は、必ず警察に届け出て、被害届の受理番号を控えてから手続きをしてください。

オートバイ・軽自動車〈熊谷ナンバー〉

次の各機関にて手続きをしてください。

車種	取扱窓口
二輪のバイク (125cc超)	関東運輸局 埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所 ☎050-3816-3112



問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461

皆野町公共施設個別施設計画 パブリックコメントの実施

この計画は、平成28年度に策定した「皆野町公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の公共施設の床面積削減に向け策定するものです。計画の案をまとめましたので、町民の皆さんのご意見を募集します。

意見募集期間 3月1日(月)～15日(月)

対象者 ① 町内に在住のかた
② 町内に事務所または事業所を有しているかた
③ 町内に通勤または通学しているかた

資料公開場所 町ホームページまたは役場総務課窓口

意見提出方法 直接持参、または郵便、電子メール、FAXのいずれか
※意見の提出にあたっては、氏名または団体名、住所、電話番号を記載してください。
※提出様式は自由です。

意見に対して、個別に回答は行いません。なお、提出いただいた意見は、町の考え方とともに後日公表します。また、意見を提出いただいたかたの住所・氏名などは公表しません。

提出先・問合せ 総務課 財務担当 ☎62-1231 FAX:62-2791
電子メール: zaimu@town.minano.saitama.jp